

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年1月1日
(第9期) 至 平成18年12月31日

株式会社インフォーマート

(941903)

第9期（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

有価証券報告書

- 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社インフォーマート

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 第9期 有価証券報告書 | |
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【沿革】 | 4 |
| 3 【事業の内容】 | 5 |
| 4 【関係会社の状況】 | 9 |
| 5 【従業員の状況】 | 9 |
| 第2 【事業の状況】 | 10 |
| 1 【業績等の概要】 | 10 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 12 |
| 3 【対処すべき課題】 | 13 |
| 4 【事業等のリスク】 | 14 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 20 |
| 6 【研究開発活動】 | 20 |
| 7 【財政状態及び経営成績の分析】 | 21 |
| 第3 【設備の状況】 | 24 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 24 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 24 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 24 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 25 |
| 1 【株式等の状況】 | 25 |
| 2 【自己株式の取得等の状況】 | 38 |
| 3 【配当政策】 | 38 |
| 4 【株価の推移】 | 39 |
| 5 【役員の状況】 | 40 |
| 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 | 41 |
| 第5 【経理の状況】 | 43 |
| 【財務諸表等】 | 44 |
| 第6 【提出会社の株式事務の概要】 | 69 |
| 第7 【提出会社の参考情報】 | 70 |
| 1 【提出会社の親会社等の情報】 | 70 |
| 2 【その他の参考情報】 | 70 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 71 |
| 監査報告書 | 巻末 |

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月29日

【事業年度】 第9期(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

【会社名】 株式会社インフォーマート

【英訳名】 Infomart Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上勝照

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町DSビル

【電話番号】 03 5776 1147(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理本部長 藤田尚武

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町DSビル

【電話番号】 03 5733 2360

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理本部長 藤田尚武

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|------------------------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 平成14年12月 | 平成15年12月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 (千円) | 805,049 | 960,447 | 1,141,273 | 1,482,636 | 1,955,203 |
| 経常利益又は 経常損失(△) (千円) | △57,662 | 60,352 | 143,203 | 292,260 | 502,616 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△) (千円) | △66,547 | 91,026 | 303,558 | 174,633 | 296,402 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 (千円) | — | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 564,650 | 564,650 | 564,650 | 564,650 | 930,550 |
| 発行済株式総数 (株) | 5,636 | 5,636 | 5,636 | 28,180 | 33,960 |
| 純資産額 (千円) | 295,460 | 386,487 | 690,046 | 864,679 | 1,841,392 |
| 総資産額 (千円) | 602,452 | 808,691 | 1,077,997 | 1,271,327 | 2,567,501 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 52,423.76 | 68,574.73 | 122,435.43 | 30,684.16 | 54,222.39 |
| 1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | 1,860 (—) | 3,120 (—) |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円) | △11,807.64 | 16,150.97 | 53,860.69 | 6,197.08 | 9,756.09 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | — | — | — | — | 8,894.27 |
| 自己資本比率 (%) | 49.0 | 47.8 | 64.0 | 68.0 | 71.7 |
| 自己資本利益率 (%) | — | 26.7 | 56.4 | 22.5 | 21.9 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — | 37.9 |
| 配当性向 (%) | — | — | — | 30.0 | 35.8 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | 178,665 | 423,744 | 625,742 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | △143,726 | △203,278 | △320,401 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | △15,075 | △85,000 | 673,491 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | — | — | 163,912 | 299,377 | 1,278,209 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名) | 57 (11) | 58 (16) | 68 (13) | 80 (16) | 97 (19) |

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第5期においては、新株引受権の残高がありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期においては、新株引受権残高及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 5 第5期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 6 株価収益率は、第8期までは当社株式が非上場であったため記載しておりません。なお、平成18年8月8日に当社株式は株式会社東京証券取引所マザーズへ上場しております。
- 7 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
- 8 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 9 第7期、第8期及び第9期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 10 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。
- 11 第9期の1株当たり配当額3,120円には、上場記念配当金500円を含んでおります。
- 12 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

- 平成10年2月 フード業界(注1)企業間電子商取引(BtoB)プラットフォーム「FOODS Info Mart(フーズインフォマート)」の運営を行うことを目的として、東京都大田区南馬込に株式会社インフォマートを設立
- 平成10年6月 「eマーケットプレイス」のサービス開始
- 平成11年8月 福岡カスタマーセンター(福岡市博多区)を開設
- 平成12年6月 社団法人日本フードサービス協会と外食産業界向「JF FOODS Info Mart」の共同事業を開始
- 平成12年6月 本社を港区浜松町(現在)へ移転
- 平成12年10月 三菱商事株式会社、三井物産株式会社、三和キャピタル株式会社(現：三菱UFJキャピタル株式会社)、ICGジャパン株式会社(現：ハチソンハーバーリングテクノロジーインベストメンツリミテッド)による資本参加
- 平成12年11月 「eマーケットプレイス」における「決済代行システム」のサービス開始
- 平成13年6月 「eマーケットプレイス」における「アウトレットマート」のサービス開始
- 平成13年7月 社団法人日本セルフ・サービス協会と小売業界向「JSSA FOODS Info Mart」の共同事業を開始
- 平成13年7月 大阪商工会議所と「The business mall」(注2)に関して業務提携
- 平成14年2月 日経ネットビジネス 第5回ECグランプリ「2002BtoB特別賞」を受賞
- 平成14年9月 「eマーケットプレイス」における「自動マッチングシステム」のサービス開始
- 平成15年2月 「ASP受発注システム」のサービス開始
- 平成17年4月 「FOODS信頼ネット」のサービス開始
- 平成18年3月 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 平成17年度ニュービジネス大賞「特別賞」を受賞
- 平成18年8月 株式会社東京証券取引マザーズに当社株式を上場

(注) 1 「フード業界」とは、食品業界及び小売業界、サービス業界の一部を含む「食」に関連する業界を示しております。具体的には、食に関連する食品製造・特産品販売者・農協・漁協・卸売業・生産者・外食・ホテル・旅館・スーパー・小売・百貨店・惣菜、給食、弁当等を取扱う業種等の企業をいいます。

2 「The business mall」とは、全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイトであります。具体的には、企業情報紹介サービスを核として、中小企業のEC(電子商取引)取組み支援を行い、全国の中小企業のビジネスマッチングを促進しております。

3 【事業の内容】

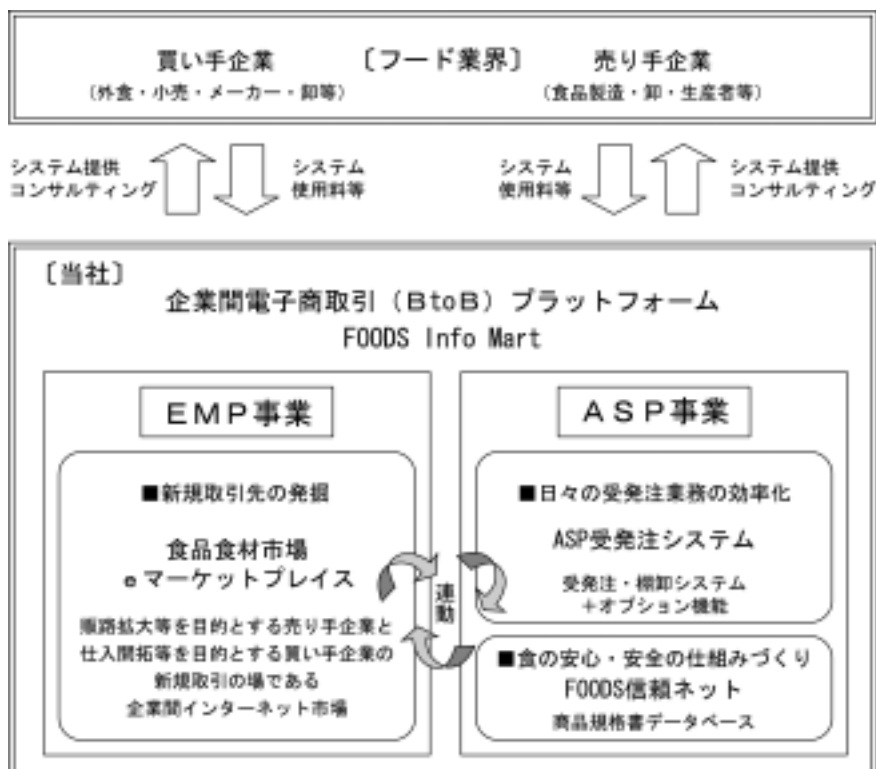
当社は、インターネットを活用したフード業界の企業間電子商取引(BtoB)プラットフォーム「FOODS Info Mart(フーズインフォマート)」を運営し、顧客ニーズを最大限重視したビジネスツールを提供しております。

当社の事業は、食品食材市場「eマーケットプレイス」(平成10年6月開始)を運営する「EMP事業」及びフード業界専門の「ASP受発注システム」(平成15年2月開始)、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」(平成17年4月開始)を提供する「ASP事業」の2つの事業で構成されております。また、上記の3つのシステムは、利用企業のシステム活用がより効率的かつ効果的なものになるためお互いが連動する仕組みになっております。なお、利用企業は、原則として事業者(法人事業者を主な対象としていますが、個人事業者も含みます)に限定しております。

当社は、以上の事業を下記の事業における基本方針に従い推進しております。

- (1) 原則として、企業規模・地域を問わず、全企業同じ条件で参加できるシステムを提供いたします。
- (2) 1社ごとのシステムではなく、業界標準型プラットフォームを開発することで、多くの企業の利用によりコストシェアを実現し、安価な価格帯でシステムを提供いたします。
- (3) 利用企業全体が共通の仕組み・ツールを活用することで、業務効率を上げることができる仕組みを提供いたします。
- (4) 利用企業が増えるほど企業間のネットワークが広がり、利用企業のメリットが増加する仕組みを提供いたします。

事業の系統図を示すと、下記のとおりとなります。



(1) EMP事業

当社は、インターネット上で食品食材市場である「eマーケットプレイス」を運営しております。「eマーケットプレイス」は、原則として地域や企業規模にかかわらず同じ条件・同じ仕組みで、フード業界の企業が、販路拡大等を目的とする売り手企業もしくは仕入開拓等を目的とする買い手企業としてシステムを利用する商談・取引の場であります。「eマーケットプレイス」は、売り手企業が取扱商品を「商品カタログ」に、買い手企業が調達情報を「調達カタログ」にそれぞれ掲示し、「検索・商談・取引機能」、「自動取引マッチングシステム(注1)」、「決済代行システム(注2)」、「付加価値コーナー(注3)」等の活用により、全国の利用企業と効率的に取引マッチングから商談・取引・受発注・決済までをワンストップで実現する仕組みとなっております。

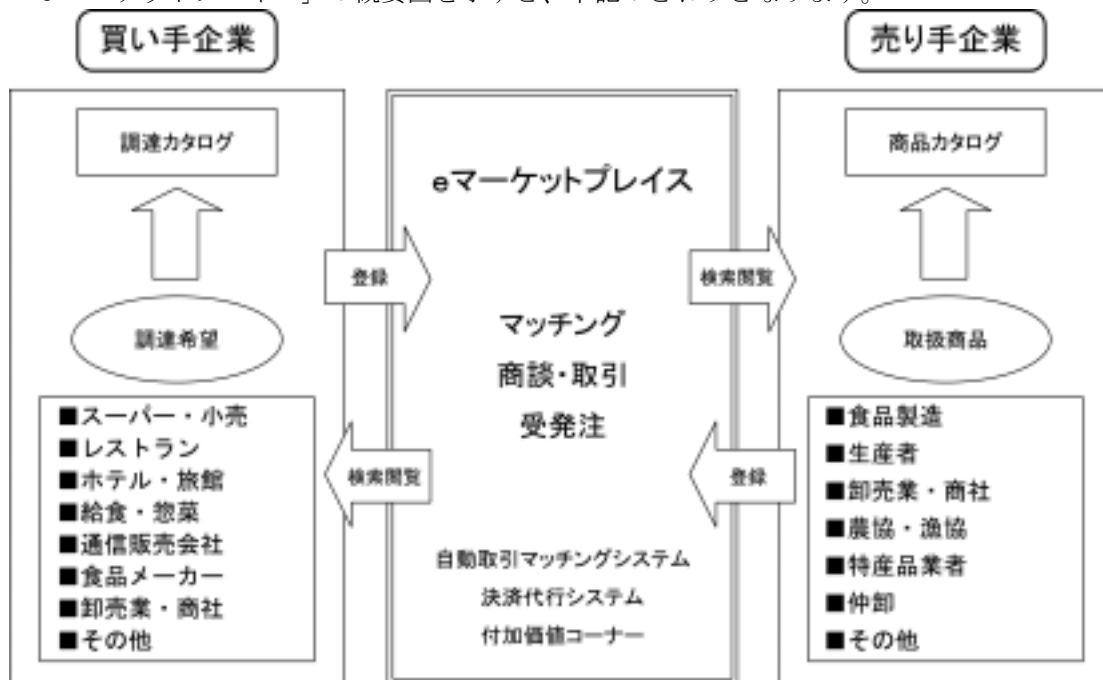
利用企業に向けては、商談・取引が効果的かつ活発に行われるために当社の買い手・売り手別の専門コンサルタントがシステム活用等のコンサルティングを行っております。また、「eマーケットプレイス」の運営に当たっては、商談・取引の場を健全に保つため、利用申込時での企業審査や利用開始後の利用状況の管理を行っております。

当社は、「eマーケットプレイス」の運営者として商談・取引の場を提供し、年間契約のもと、一定のシステム使用料をいただいております。「決済代行システム」では、取引額に一定の割合をかけた手数料をいただいております。また、「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

売り手企業は、食品製造・卸売業・生産者等から、買い手企業は、外食・小売・メーカー・卸売業等からそれぞれ構成されており、いずれも多様な業種業態から利用される状況となっております。

- (注) 1 「自動取引マッチングシステム」とは、「eマーケットプレイス」での商談までのプロセスの効率化、スピード化を図るマッチングシステムであります。売り手、買い手双方の条件に合った調達情報と商品情報のマッチングをシステムで自動的に行い、タイムリーに取引マッチングメールが利用企業の元へ届く仕組みとなっております。
- 2 「決済代行システム」とは、直接の面談がなくても商談・取引が可能な電子商取引の場である「eマーケットプレイス」で、より安心により効率的に新規の取引を行うために売掛金保証及び一括決済機能を提供するシステムであります。買い手企業からの代金回収は、ファクタリング会社、信販等により当社への支払いにつき保証もしくは立替を受けることで行っております。
- 3 「付加価値コーナー」とは、以下の目的別コーナーをいいます。
- ①農産物マート：こだわりのある農産物が登録されるコーナー
 - ②アウトレットマート：余剰在庫等の売り切りを目的としたコーナー
 - ③新商品マート：原則として発売2ヶ月前から発売後2ヵ月以内の商品等を扱う新商品コーナー
 - ④レシピマート：商品とレシピをセットに販売、またレシピから食品食材の検索が可能なコーナー
 - ⑤物流マート：物流企業の検索及び見積依頼(無料)が可能なコーナー
 - ⑥Material Info Mart：消耗品資材及び機材を販売、購買する専門コーナー

「eマーケットプレイス」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



(2) ASP事業

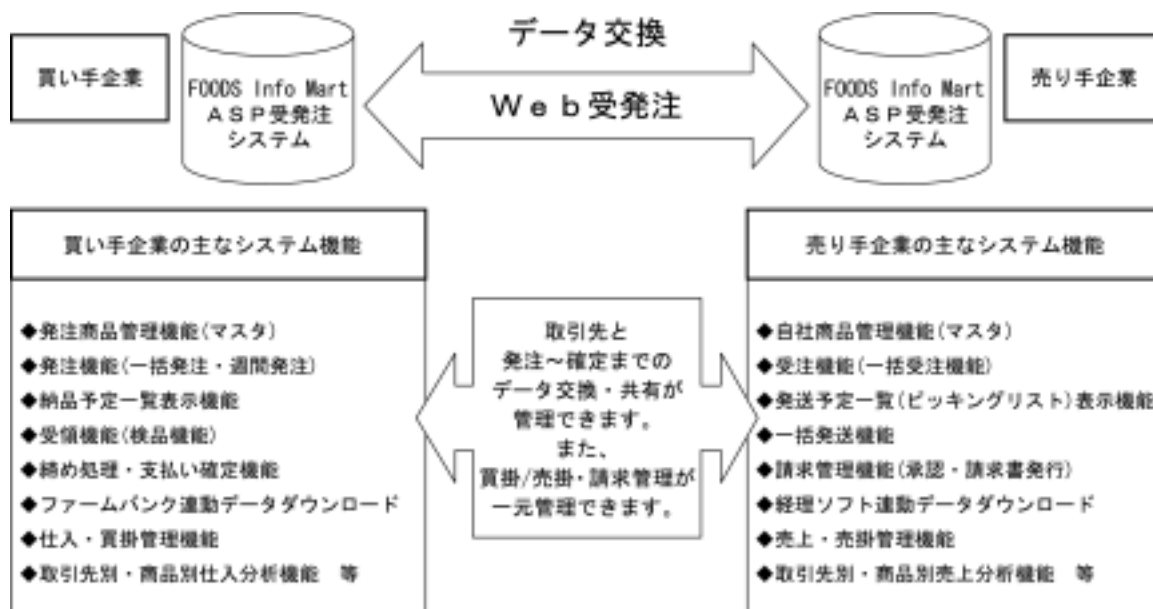
① フード業界専門の「ASP受発注システム」

当社は、フード業界専門のWeb受注・発注を行うシステム「ASP受発注システム」を提供しております。「ASP受発注システム」は、買い手企業の本部・店舗と取引先である売り手企業との間で日常行われる受発注業務をインターネット上で行う仕組みであり、さらに「棚卸システム」(注1)が標準装備されております。電話・FAX等から「ASP受発注システム」に切り替えることで受発注業務及び管理の改善、効率化、コストダウンが見込まれます。また、取引がデータ化されることにより売掛金・買掛金業務及び管理への利用、リアルタイムな売上・仕入・店舗管理を可能とし、経営の効率化に役立つシステムになっております。

当社は、「ASP受発注システム」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。また、「ASP受発注システム」に必要な商品マスタの作成・設定及び店舗レクチャー(店舗への使い方の説明)のサービス料として導入店舗数に応じた初期費用もいただいております。

「ASP受発注システム」の提供とともに「売上日報システム」(注2)・「支払代行サービス」(注3)・「受発注運用支援サービス」(注4)等のオプションサービスを提供し、利用企業からはそれぞれの料金に応じ、一定のシステム使用料をいただいております。

「ASP受発注システム」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



② 商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」

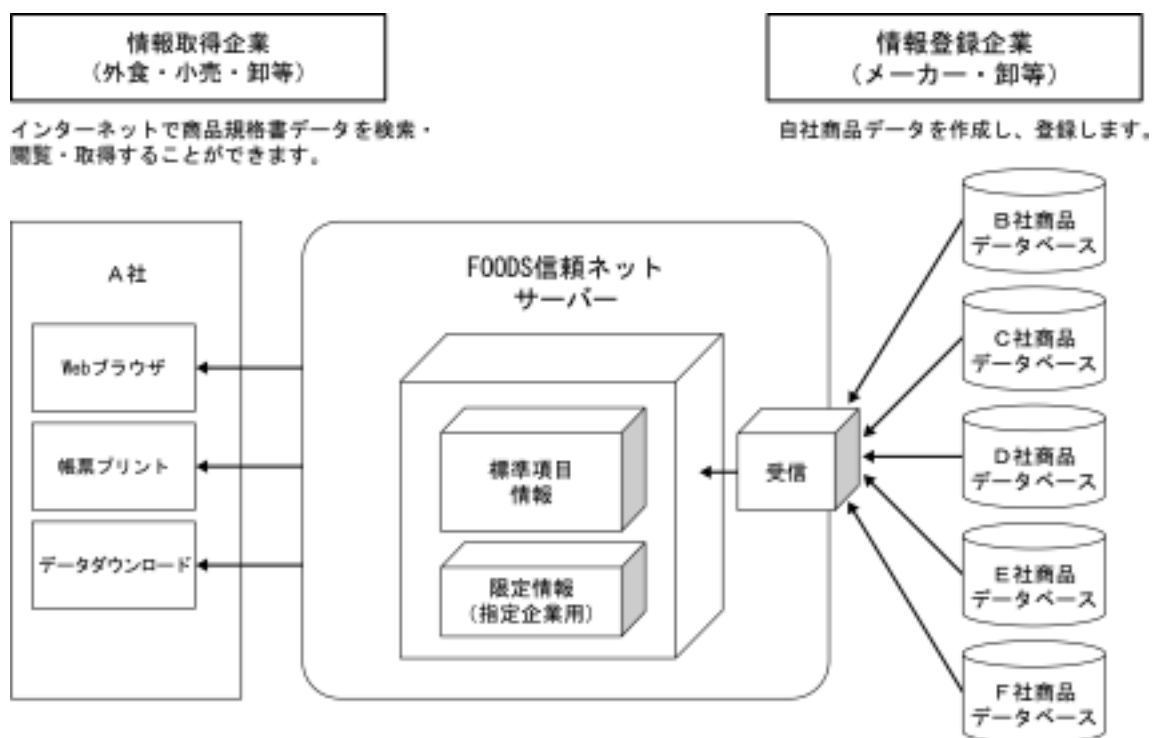
「FOODS信頼ネット」は、フード業界の各企業が日常業務において頻繁にやり取りを行う食品食材の原材料等の詳細情報が記載された商品規格書の標準フォーマットを提供し、情報の交換が可能となる商品規格書データベースシステムです。「FOODS信頼ネット」の利用による登録データの情報共有により、情報登録企業は、商品規格書の提出業務が改善し、情報取得企業は、速やかに必要な商品情報を取得できる仕組みが整います。具体的には、下記の項目が活用のメリットとなります。

- (1) 商品・原材料規格書(仕様書)の提出と取得における業務の改善、効率化が図れます。
- (2) 商品・原材料規格書(仕様書)の標準フォーマットの利用により、入力・作成の重複作業が削減されます。
- (3) 商品情報の開示要求及び商品情報のトレースバック(注5)への速やかな対応が可能となります。
- (4) 「eマーケットプレイス」、「ASP受発注システム」と連動することでトレーサビリティシステム(注6)としての利用が可能です。

当社は、「FOODS信頼ネット」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。なお、当社は、「FOODS信頼ネット」のシステム運営

者であり、各商品規格書の内容を保証するものではありません。

「FOODS信頼ネット」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



- (注) 1 「棚卸システム」とは、店舗の商品棚卸を管理するシステムであります。棚卸高の自動算出機能や「ASP受発注システム」との連動で単価を自動更新する機能があり、本部は店舗別の棚卸管理が可能です。
- 2 「売上日報システム」とは、店舗の売上等の日々の情報を管理するシステムであります。店舗では時間帯別、項目別に売上を入力・管理し、本部では店舗別の日次、月次売上実績等の管理が可能です。
- 3 「支払代行サービス」とは、「ASP受発注システム」を利用する買い手企業の支払業務のアウトソーシングサービス(仕入金額の締め処理業務や支払の一本化サービス)及び売り手企業の販売金額の早期資金化等のサービスであります。特定の金融機関との業務提携によりサービスを行っております。
- 4 「受発注運用支援サービス」とは、商品マスタの整備や自社商品管理コード等の一括登録、店舗別受発注状況のレポートサービスであります。
- 5 「トレースバック」とは、消費者側から生産者側へ商品の行方を遡って調べていくことをいいます。
- 6 「トレーサビリティシステム」とは、生産・処理・加工・流通・販売等のフードチェーンの段階で、食品とともに食品に関する情報を追跡し、遡及できる仕組みをいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社は、当社株式の平成18年8月8日の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資及び両社による株式売出し並びに第三者割当増資等により、持株比率が低下した結果、当社のその他の関係会社に該当しなくなりました。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|------------|---------|-----------|------------|
| 97 (19) | 32.6 | 3.05 | 5,018 |

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4 従業員数が前期末に比べ17名増加しましたのは、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期におけるわが国の経済は、企業部門を中心とした緩やかな景気回復により、戦後最長の景気拡大となりました。一方で、個人消費は上向かず、家計部門ではその実感が伴わない状況となりました。

当社の属する国内の企業間電子商取引（B to B）の市場動向は、平成17年のインターネットによる企業間電子商取引が約140兆円となっており引き続き成長分野となっています。（経済産業省「平成17年度電子商取引に関する市場調査」）

このような環境下にあつて、当期は、引き続きフード業界企業間電子商取引（B to B）プラットフォーム「FOODS Info Mart」の業界標準化を目指し、食品食材市場「eマーケットプレイス」、フード業界専門の「ASP受発注システム」、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」の利用企業数の増加及び顧客ニーズを反映したシステム・サービス数の拡充に努め、事業基盤の強化及び事業の拡大に取り組みました。

その結果、当期末の「FOODS Info Mart」利用企業数は、当初の計画を上回る水準で推移し、前期末比2,985社増の14,164社（売り手企業：同2,524社増の11,635社、買い手企業：同461社増の2,529社）となり、当期の売上高は1,955,203千円と前期比472,566千円（31.9%）の増加となりました。また、利益面におきましても、増収に加え売上高経常利益率が前期比6.0ポイント増の25.7%とさらに収益性が向上したことにより、経常利益は502,616千円と前期比210,356千円（72.0%）の増加、当期純利益は296,402千円と前期比121,768千円（69.7%）の増加となりました。

また、平成18年8月8日に東京証券取引所マザーズ市場への新規株式上場を実現することができ、今後の成長資金の調達及び財務体質の強化を行うことができました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

① EMP事業

当期は、食品食材市場「eマーケットプレイス」が順調に拡大し、場の活性化が進みました。さらに、当期からマイクロソフト株式会社、地方自治体及び地方銀行との連携で開始いたしました都道府県別企業間食材市場「食材甲子園」が順調に進んだ結果、当初の計画を上回る15府県まで拡大し、新規利用企業数が増加いたしました。また、地方主要局で放映いたしました利用企業の活用事例TV番組の販促活動も新規利用企業の獲得及び既存利用企業の継続的利用の促進に貢献いたしました。

来期に向けては、新システム「Web販売支援システム（売り手企業向け1対多モデルの販売支援システム）」及び新サービス「外食応援団（個店向け外食本部代行サービス）」の提供も開始いたしました。

その結果、当期末の「EMP事業」の利用企業数（注1）は、前期末比740社増の4,371社（売り手企業：同376社増の2,153社、買い手企業：同364社増の2,218社）となり、当期のEMP事業の売上高は1,040,974千円と前期比140,177千円（15.6%）の増加となりました。

② ASP事業

当期は、引き続き「ASP受発注システム」の新規稼動が順調でありました。特に、「ASP受発注システム」の急速な普及により売り手企業の利便性が向上し、売り手企業からの紹介による新規案件の獲得が増加いたしました。さらに、この状況を背景に、システム標準化による売り手企業の業務効率化を目的とする「ASPアライアンスパートナー制度」を売り手企業等との提携により当期10月より開始し、「ASP受発注システム」の普及を加速させる体制も整えました。また、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」もフード業界における安心・安全対策の高まりを背景に利用企業数が着実に増加いたしました。

その結果、当期末の「ASP事業」の利用企業数（注2）は、前期末比2,245社増の9,793社（売り手企業：同2,148社増の9,482社、買い手企業：同97社増の311社）となりました。また、当期末の「ASP受

発注システム」の買い手企業の稼働店舗数は、前期末比2,134店舗増の6,995店舗となり、当期の年間ASP受発注取引金額は前期比1,106億円増の2,430億円と拡大いたしました。さらに、当期末の「FOODS信頼ネット」の商品規格書掲載数は、前期末比22,934アイテム増の31,454アイテムとなりました。

以上から当期のASP事業の売上高は914,229千円と前期比332,389千円(57.1%)の増加となりました。

- (注) 1. 「EMP事業」の利用企業数には、「ASP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。
2. 「ASP事業」の利用企業数には、「EMP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物(以下、「資金」)の期末残高は、無形固定資産の取得による支出291,628千円、売上債権の増加54,318千円等の減少要因があったものの、株式発行による収入725,906千円、税引前当期純利益496,236千円、減価償却費157,464千円等の増加要因により、1,278,209千円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、625,742千円となり、前期比201,997千円増加いたしました。売上高の伸長による売上債権の増加54,318千円があったものの、前受金の増加43,038千円、税引前当期純利益496,236千円、減価償却費157,464千円等の収入要因が上回ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は320,401千円となり、前期比117,123千円増加いたしました。主な支出要因は、「FOODS Info Mart」の開発に伴う無形固定資産の取得による支出291,628千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は、673,491千円となり、前期比758,491千円増加いたしました。主に、株式発行による収入725,906千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主な業務は、フード業界企業間電子商取引（B to B）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営、各種サービスの提供であり、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門 | 受注高(千円) | 前年同期比(%) | 受注残高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|-----------|----------|----------|----------|
| EMP事業 | | | | |
| (1) システム使用料等 | 834,481 | 115.7 | 390,047 | 112.5 |
| (2) アウトレットマート | 249,796 | 109.8 | — | — |
| 小計 | 1,084,277 | 114.3 | 390,047 | 112.5 |
| ASP事業 | 929,951 | 153.4 | 63,394 | 133.0 |
| 合計 | 2,014,229 | 129.5 | 453,442 | 115.0 |

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 受注高及び受注残高の内容は、次のとおりとなっております。

・EMP事業

—システム使用料等の受注高は、主に当該事業年度に新規利用及び利用更新により確定したシステム使用料等であり、受注残高は、年間契約に基づく未経過期間のシステム使用料等であります。

—アウトレットマートの受注高は、当該事業年度に取引が確定した金額であり、各月内に取引が完了するため受注残高はありません。

・ASP事業

ASP事業の受注高は、主に当該事業年度に新規利用及び利用継続で確定したシステム使用料等であり、受注残高は翌月以降に売上計上が確定しているシステム使用料等であります。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|-----------|----------|
| EMP事業 | | |
| (1) システム使用料等 | 791,178 | 117.5 |
| (2) アウトレットマート | 249,796 | 109.8 |
| 小計 | 1,040,974 | 115.6 |
| ASP事業 | 914,229 | 157.1 |
| 合計 | 1,955,203 | 131.9 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、顧客ニーズを最大限重視した企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart」の業界標準化へ向けた取り組みをさらに加速させるために、今後も「EMP事業」、「ASP事業」両事業の推進に経営資源を集中させてまいります。顧客利便性の向上を通じた利用企業が利用企業を集めるビジネスモデルの推進及び顧客ニーズを反映したシステム・サービス数の拡充により利用企業数の増加及び利用企業単位での利用サービス数の増加を図ってまいります。

当社は、以上の目標を達成することで継続的な成長と収益性の向上を着実に実現していくため、以下の項目を主要課題として認識し、取り組んでまいります。

① 「EMP事業」について

当期から開始いたしました全国の地域食材の販路拡大を支援する都道府県別企業間食材市場「食材甲子園」の拡大を通じ、「eマーケットプレイス」の新規利用企業数の増加とさらなる場の活性化に努めてまいります。当期末の15府県から全国47都道府県への拡大を中期的に実現させ、「eマーケットプレイス」における地方と首都圏、地方と地方、地方内の食品食材の商談・取引を促進いたします。

新システム・サービスとしましては、「外食応援団（当期9月開始）」及び「Web販売支援システム（当期11月開始）」を推進してまいります。「外食応援団」は、外食業界の個店に向けて、その経営者が抱える課題・ニーズのソリューションを提供する外食本部代行サービスです。また、「Web販売支援システム」は、「eマーケットプレイス」の複数の買い手企業と複数の売り手企業の参加による「多対多」モデルに対し、売り手企業1社が自社の販売システムとして独自で運営し、売り手企業の取引先との間で活用できる「1対多」のモデルのシステムです。

以上から、さらなる「eマーケットプレイス」の規模の拡大を追求し、また、新システム・サービスの収益化を図ることで、「EMP事業」の収益拡大に取り組んでまいります。

② 「ASP事業」について

多数の利用企業、低価格なシステム使用料、急伸する受発注システム取引高により、さらなる「ASP受発注システム」の拡販に努めてまいります。「ASPアライアンスパートナー制度」は、当面100社を目標に本制度のパートナー企業を募集し、売り手企業等と共に業界内での「ASP受発注システム」の普及を加速させてまいります。また、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」につきましては、業務効率化の向上を目的としたシステムリニューアルの実施等を行い、着実な利用企業数の増加に取り組んでまいります。

以上から日本全国へ向けて「ASP受発注システム」、「FOODS信頼ネット」利用のネットワークを広げ、「ASP事業」の収益拡大に取り組んでまいります。

③ システム開発強化・サーバー等の増強について

顧客ニーズへの対応、顧客利便性の向上及びシステムの安定稼働は、当社事業の継続的な成長の前提であります。この重要事項に対し、今後も「FOODS Info Mart」のシステム開発及びサーバー等への継続的な投資を適切に実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の事業について

① 当社事業拡大の前提条件について

当社は、インターネットを活用したフード業界の企業間電子商取引(BtoB)プラットフォーム「FOODS Info Mart(フーズインフォマート)」の運営を主たる事業とし、食品食材市場「eマーケットプレイス」(EMP事業)、フード業界専門のWeb受発注システム「ASP受発注システム」等(ASP事業)の企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供することで、全国の利用企業から月々のシステム使用料をいただき、主な収益源としております。

当社の事業拡大のためには、利用企業の利便性追求を通じて顧客満足度を向上させ、継続的な利用を維持するとともに、新規企業の獲得による利用企業全体の規模の拡大が必要になります。また、顧客ニーズを重視した提供システムの充実を通じて利用企業の活用するサービス数の増加が必要となります。従いまして、利用企業数の増加、利用企業単位での利用サービス数の増加が当社の事業拡大のための前提条件になります。そのため、新規利用企業の獲得、既存利用企業の継続利用、利用企業が当社の提供する追加システムを採用することが順調に行われない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 企業間電子商取引(BtoB)プラットフォームの運営について

当社は、企業間電子商取引(BtoB)プラットフォーム「FOODS Info Mart」の運営において原則として企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供する立場であり、売買の当事者とはなりません。(ただし、「EMP事業」における「アウトレットマート」においては売買の当事者となっております。下記③「アウトレットマート」についてをご参照下さい。)

しかしながら、「FOODS Info Mart」の利用に関し、利用企業間でトラブルが発生した場合、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等において当社のリスクを限定する規定を設けているものの、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 「アウトレットマート」について

当社は、「eマーケットプレイス」(EMP事業)の運営において利用企業との間で締結する「出店約款」で、原則として運営者である立場であり、売買の当事者ではないことを定めておりますが、オプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

「アウトレットマート」の「出品者規約」及び「購入者規約」では、取引上での当社のリスクを限定する規定を設けています。また、売買交渉の成立後、商品を仕入・販売している方法を採用していることから原則として仕入在庫は発生いたしません。

しかしながら、「アウトレットマート」では、当社が売買の当事者であることから、商品に瑕疵があった場合、当該サービスの利用に関し利用企業間でトラブルが発生した場合や出品者が法的規制に抵触した商品を販売し当社が仕入・販売した場合等において、各規約に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 利用企業に対する申し込み時の企業審査及び利用開始後の管理について

当社は、「FOODS Info Mart」の利用企業については、原則として事業者(法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます)に限定しており、さらに、利用申込時において一定の企業審査を行うなど、利用開始前の管理を実施しております。

また、利用開始後も当社の営業部門において、売り手企業、買い手企業別のコンサルタントが利用企業に対して利用サポートを行う体制を採っており、コンサルティング活動を通じて利用企業の商品内容、商品調達内容及びシステム利用状況を確認するとともに、「出店約款」及び「FOODS Info Martシステム利用規約」の遵守状況を管理しております。

しかしながら、利用企業の利用開始前における企業審査や利用開始後の管理にもかかわらず、利用企業間でトラブルが発生した場合には、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 決済及び回収について

当社の「EMP事業」における「決済代行システム」の提供及び「ASP事業」における「支払代行サービス」の提供は、それぞれ特定の金融機関との業務提携により実施しております。また、当社の事業収益の基盤である各事業のシステム使用料の多くは、特定の集金代行会社を利用し回収を行っております。従いまして、これらの金融機関や集金代行会社との契約が何らかの理由で終了し、もしくは当社に不利な内容に変更された場合、またはこれらの金融機関や集金代行会社につき倒産その他の予期せぬ事態が生じた場合、利用企業への上記サービスの提供やシステム使用料の回収等に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム障害について

当社の事業は、パソコンとサーバーを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社のシステムは、セキュリティ対策により外部からの不正なアクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等運営会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 取引先情報の管理体制について

当社は、サービスの提供にあたり利用企業から各種情報を取得し、利用しております。その中には個人情報も含まれるため、当社には「個人情報の保護に関する法律」(注)が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、情報管理規程及びガイドラインを制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローの確立やアクセス制御等により管理しております。また、全社員を対象とした社内教育に重点を置くとともに社内の人員は、基本的に正社員を採用する方針をとり、一時的な派遣社員、アルバイトの利用を極力避けるように努めております。派遣社員等を利用した場合でも秘密保持契約を締結し、当社の情報管理について教育しております。さらに当社が運営する「FOODS Info Mart」のシステムに関しても、情報セキュリティ技術により対策を強化しております。なお、当社は、平成17年12月に「ISMS」を取得しております。

しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、個人情報その他の情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合、当社への損害賠償請求や当社に対する信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「個人情報の保護に関する法律」においては、「個人情報取扱事業者」は、保有する個人情報を本人の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり、第三者に提供してはならないことなどの義務が課され、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また従業員及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務づけられております。個人情報の取り扱いについては、主務大臣が報告の徴求、助言、勧告及び命令といった手段によって関与し、特に個人情報取扱事業者に命令違反、報告拒否、虚偽報告などがあった場合には罰則が課せられることがあります。

⑧ 法的規制について

(i) インターネットをめぐる法的規制の適用の可能性について

当社が事業を展開する国内のインターネット上の情報流通に関しては、その普及及び拡大を背景として現在も様々な議論がなされ、法的規制が整備されつつあります。今後において、情報を提供する場の運営者に対しての新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルールの制定が行われること等により、当社の事業が新たな制約を受ける可能性があります。また、当社の運営する「FOODS Info Mart」の各システムは、電気通信事業法に定義される「電気通信事業」に該当し、今後、同法の規制が強化された場合、当社の事業に制約が加わる可能性もあります。さらに、インターネットビジネス自体の歴史が浅いため、今後新たに発生し、または今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。かかる場合、その訴訟等の内容によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 食品・食材に関する法的規制について

当社の「EMP事業」では、売り手企業と買い手企業がそれぞれの食品食材の商品・調達情報を交換し、商取引を行う場であるインターネット上の食品食材市場「eマーケットプレイス」の運営をしており、また「eマーケットプレイス」のオプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。従いまして、本事業で取り扱う食品食材の販売及び情報の表現については、主に加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示等を規制する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)及び栄養表示基準の明示、誇大表現の禁止を規制する健康増進法等による規制を受けておりますので、当社では、担当部署及び担当コンサルタントにより「eマーケットプレイス」の利用企業の商品カタログ等における商品の情報や「アウトレットマート」での出品の情報に法的規制に抵触する内容がないかどうかを業務マニュアルに基づき随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合、新たな対策が必要となり、「eマーケットプレイス」上での食品・食材の情報の掲示や「アウトレットマート」での商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、「アウトレットマート」で販売した商品に関し、法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合、当社に対する社会的信用力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 知的財産権について

当社は、運営する「FOODS Info Mart」のサイト及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルに関しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討しております。しかしながら、1つのシステムについては特許出願中ではありますが、現在までのところ特許等の権利を取得したものはありません。競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化または当社への訴訟が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、商標権等の知的財産権及び当社に付与されたライセンスの保護を図っておりますが、当社の知的財産権等が第三者から侵害された場合、並びに知的財産権等の保護のために多額の費用負担が発生する場合、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社が使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する対応または紛争の解決のための費用または損害が発生する可能性があります。また、将来当社による特定のコンテンツもしくはサービスの提供または特定の技術の利用に制限が課せられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の推移について

当社は、平成10年2月に設立され、平成10年6月に「EMP事業」を、また平成15年2月に「ASP事業」をそれぞれ開始しております。平成15年12月期に、売上高の増加に伴い利益面の黒字転換をいたし、以後黒字決算を継続しております。

しかしながら、利用企業の状況の変化等により、システム使用料を売上高として積み上げる当社の収益モデルに変更を行わざるをえない状況が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(業績推移)

(単位：千円)

| 回次 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-----------------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成13年12月 | 平成14年12月 | 平成15年12月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 | 446,900 | 805,049 | 960,447 | 1,141,273 | 1,482,636 | 1,955,203 |
| 売上原価 | 162,746 | 338,312 | 385,835 | 410,506 | 489,412 | 614,930 |
| 売上総利益 | 284,153 | 466,737 | 574,612 | 730,767 | 993,224 | 1,340,272 |
| 販売費及び一般管理費 | 566,257 | 524,503 | 513,240 | 586,444 | 700,379 | 816,567 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △ 282,104 | △ 57,766 | 61,371 | 144,323 | 292,844 | 523,704 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △ 281,666 | △ 57,662 | 60,352 | 143,203 | 292,260 | 502,616 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △ 305,709 | △ 66,547 | 91,026 | 303,558 | 174,633 | 296,402 |
| 売上総利益率 | 63.6% | 58.0% | 59.8% | 64.0% | 67.0% | 68.5% |
| 売上高経常利益率 | △63.0% | △7.2% | 6.3% | 12.5% | 19.7% | 25.7% |

(注) 1 第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(事業部門別の売上高・売上原価・売上総利益の推移)

(単位：千円)

| 回次 | | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|--------|-------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | | 平成13年12月 | 平成14年12月 | 平成15年12月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 売上高 | EMP事業 | 446,900 | 805,049 | 849,597 | 810,877 | 900,796 | 1,040,974 |
| | ASP事業 | — | — | 110,849 | 330,395 | 581,839 | 914,229 |
| | 合計 | 446,900 | 805,049 | 960,447 | 1,141,273 | 1,482,636 | 1,955,203 |
| 売上原価 | EMP事業 | 162,746 | 338,312 | 363,139 | 337,266 | 357,640 | 389,396 |
| | ASP事業 | — | — | 22,696 | 73,239 | 131,771 | 225,533 |
| | 合計 | 162,746 | 338,312 | 385,835 | 410,506 | 489,412 | 614,930 |
| 売上総利益 | EMP事業 | 284,153 | 466,737 | 486,458 | 473,611 | 543,156 | 651,577 |
| | ASP事業 | — | — | 88,153 | 257,156 | 450,067 | 688,695 |
| | 合計 | 284,153 | 466,737 | 574,612 | 730,767 | 993,224 | 1,340,272 |
| 売上総利益率 | EMP事業 | 63.6% | 58.0% | 57.3% | 58.4% | 60.3% | 62.6% |
| | ASP事業 | — | — | 79.5% | 77.8% | 77.4% | 75.3% |
| | 合計 | 63.6% | 58.0% | 59.8% | 64.0% | 67.0% | 68.5% |

(注) 1 第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

なお、各事業年度末時点における「FOODS Info Mart」の事業部門別売り手・買い手利用企業数の推移は、以下のとおりであります。

(事業部門別の売り手・買い手利用企業数の推移)

(単位：社)

| 回次 | | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | |
|--|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 決算年月 | | 平成13年12月 | 平成14年12月 | 平成15年12月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 | |
| EMP 事業 | 新規 利用 企業数 | 売り手企業 | 1,454 | 1,202 | 412 | 524 | 772 | 996 |
| | | 買い手企業 | 1,286 | 935 | 317 | 411 | 623 | 770 |
| | | 合計 | 2,740 | 2,137 | 729 | 935 | 1,395 | 1,766 |
| | 解約 企業数 | 売り手企業 | △385 | △781 | △995 | △518 | △473 | △620 |
| | | 買い手企業 | △251 | △647 | △642 | △412 | △326 | △406 |
| | | 合計 | △636 | △1,428 | △1,637 | △930 | △799 | △1,026 |
| | 期末 利用 企業数 | 売り手企業 | 1,634 | 2,055 | 1,472 | 1,478 | 1,777 | 2,153 |
| | | 買い手企業 | 1,595 | 1,883 | 1,558 | 1,557 | 1,854 | 2,218 |
| | | 合計 | 3,229 | 3,938 | 3,030 | 3,035 | 3,631 | 4,371 |
| ASP 事業 | 新規 利用 企業数 | 売り手企業 | — | — | 2,314 | 2,114 | 3,086 | 2,279 |
| | | 買い手企業 | — | — | 37 | 65 | 124 | 109 |
| | | 合計 | — | — | 2,351 | 2,179 | 3,210 | 2,388 |
| | 解約 企業数 | 売り手企業 | — | — | △2 | △95 | △83 | △131 |
| | | 買い手企業 | — | — | — | △4 | △8 | △12 |
| | | 合計 | — | — | △2 | △99 | △91 | △143 |
| | 期末 利用 企業数 | 売り手企業 | — | — | 2,312 | 4,331 | 7,334 | 9,482 |
| | | 買い手企業 | — | — | 37 | 98 | 214 | 311 |
| | | 合計 | — | — | 2,349 | 4,429 | 7,548 | 9,793 |
| 合計 (FOODS Info Mart利用 企業数) | 新規 利用 企業数 | 売り手企業 | 1,454 | 1,202 | 2,726 | 2,638 | 3,858 | 3,275 |
| | | 買い手企業 | 1,286 | 935 | 354 | 476 | 747 | 879 |
| | | 合計 | 2,740 | 2,137 | 3,080 | 3,114 | 4,605 | 4,154 |
| | 解約 企業数 | 売り手企業 | △385 | △781 | △997 | △613 | △556 | △751 |
| | | 買い手企業 | △251 | △647 | △642 | △416 | △334 | △418 |
| | | 合計 | △636 | △1,428 | △1,639 | △1,029 | △890 | △1,169 |
| | 期末 利用 企業数 | 売り手企業 | 1,634 | 2,055 | 3,784 | 5,809 | 9,111 | 11,635 |
| | | 買い手企業 | 1,595 | 1,883 | 1,595 | 1,655 | 2,068 | 2,529 |
| | | 合計 | 3,229 | 3,938 | 5,379 | 7,464 | 11,179 | 14,164 |

(注) 1 「EMP事業」の利用企業数には、「ASP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含まず、「ASP事業」の利用企業数には、「EMP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

2 「EMP事業」の平成15年12月期における期末利用企業数の前期末対比での減少は、平成13年12月期及び平成14年12月期の代理店経由新規利用企業の解約数が増加したためであります。当社は、この結果を受けて平成15年12月期からの新規利用企業獲得における営業施策を代理店から主に当社が直接営業する方法へと転換しており、新規利用企業数の増加とともに解約数の減少及び「eマーケットプレイス」の場の活性化に努めてまいりました。

(3) 外部環境について

① 企業間電子商取引（BtoB）市場の拡大可能性について

当社は、企業間電子商取引（BtoB）市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な背景と考えております。日本における同市場の規模は、平成17年度においてインターネットによる企業間電子商取引が約140兆円となっており引き続き拡大基調にあります。（経済産業省「平成17年度電子商取引に関する市場調査」）

しかしながら、企業間電子商取引（BtoB）市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待どおりに同市場の拡大又は、食品業界での企業間電子商取引（BtoB）の普及が進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業間電子商取引市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様なペースで順調に成長しない可能性もあります。

② 競合について

当社は、「FOODS Info Mart」において、「EMP事業」、「ASP事業」の総合的なサービスの提供とシステム連動により利用企業が効率的かつ効果的に活用できるフード業界電子商取引プラットフォームを構築しております。また、平成10年6月に「EMP事業」における「eマーケットプレイス」の運営を開始して以来、経営資源をフード業界に集中させてきた専門性及び利用企業全体でコストシェアすることが可能なASP方式の標準システムにより安価な価格帯を実現した価格優位性により競争力の強化及び競合他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社と同様にフード業界に向け、インターネットを活用しシステムを提供している競合企業が存在しており、これらの企業及び新規参入企業との競合が激化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社の事業体制について

① 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である村上勝照は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議における役員及び部門長の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は、平成18年12月末日現在において役員12名（常勤監査役1名及び非常勤監査役3名を含む）、従業員119名（臨時従業員22名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。人材の採用がスムーズに行われなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 新株引受権及び新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、旧商法第280条ノ19第1項並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に従い、平成13年10月5日開催の臨時株主総会決議、平成15年3月28日開催の定時株主総会決議、平成16年3月30日開催の定時株主総会決議、平成16年10月28日開催の臨時株主総会決議、平成17年1月28日開催の臨時株主総会決議、平成17年11月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株引受権及び新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。さらに平成12年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づく第2回無担保新株引受権付社債発行により事業上の必要性から取引先1社に対しストックオプションを付与しております。

これらのストックオプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。平成18年12月末現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は、8,640株であり、発行済株式総数33,960株の25.44%に相当しております。

なお、ストックオプションの費用計上を義務づける会計基準が企業会計基準委員会により平成17年12月27日に制定（企業会計基準第8号）されたことにより今後のストックオプションの発行は、当社の業績及び財政状態に影響を与えるため、今後もストックオプション制度を継続していくかどうかについては、慎重に検討していく予定であります。

新株引受権及び新株予約権の詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」及び「(8) ストックオプション制度の内容」をご参照下さい。

② 三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係について

本書提出日現在、当社の発行済株式総数において、三井物産株式会社は13.66%を、三菱商事株式会社は6.00%をそれぞれ所有しております。なお、平成19年3月1日の取締役会決議による三菱商事株式会社を売出人とする株式売出しに伴うオーバーアロットメントによる売出しが行われた場合には、同社が大和証券エスエムビーシー株式会社へ付与したグリーンシュールオプションの行使により最大5.56%まで低下する見込みであります。また、両社の従業員各1名は当社の社外取締役を兼任しております。

当社は、平成12年10月に実施した第三者割当増資に際して三菱商事株式会社及び三井物産株式会社からの資本参加を受けて以来、当社の企業体制の確立及び企業間電子商取引（BtoB）市場での事業拡大に向けて、両社との間に良好な関係を築いてまいりました。

しかしながら、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社の経営方針の変更等、何らかの理由により当社と両社との関係が将来において変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態

流動資産は、前期末比996,187千円増の1,821,568千円となりました。これは、主として繰越欠損金の減少により繰延税金資産が43,041千円減少したものの、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等及び売上高の増加等により、現金及び預金が前期末比978,831千円増の1,278,209千円となったことによるものであります。また、売上高の増加に伴い、売掛金も前期末比54,318千円増の471,953千円となりました。

固定資産は、前期末比299,986千円増の745,932千円となりました。これは、主としてSQLサーバーライセンスの購入及び「FOODS Info Mart」の開発に伴い、無形固定資産であるソフトウェアが前期末比283,214千円増の637,788千円となったことによるものであります。

流動負債は、前期末比318,961千円増の725,608千円となりました。これは、主として上記サーバーライセンスの購入等により未払金が前期末比138,535千円増の196,846千円、新規利用企業数増加による前受金が43,038千円増の121,873千円、課税所得発生による法人税等の計上により未払法人税等が前期末比150,093千円増の158,049千円となったことによるものであります。

純資産は、前期末比977,212千円増の1,841,892千円となりました。これは主として株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権等の権利行使により、資本金が365,900千円増の930,550千円、資本準備金366,825千円の計上となったことによるものであります。また、当期純利益296,402千円を計上したことにより利益剰余金が前期末比243,987千円増の544,017千円となりました。

(2) 経営成績

① 売上高

当期は、引き続きフード業界企業間電子商取引（B to B）プラットフォーム「FOODS Info Mart」の業界標準化を目指し、食品食材市場「eマーケットプレイス」、フード業界専門の「ASP受発注システム」、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」の利用企業数の増加及び顧客ニーズを反映したシステム・サービス数の拡充に努め、事業基盤の強化及び事業の拡大に取り組みました。

その結果、当期末の「FOODS Info Mart」利用企業数は、当初の計画を上回る水準で推移し、前期末比2,985社増の14,164社（売り手企業：同2,524社増の11,635社、買い手企業：同461社増の2,529社）となり、当期の売上高は1,955,203千円と前期比472,566千円（31.9%）の増加となりました。また、利益面におきましても、増収に加え売上高経常利益率が前期比6.0ポイント増の25.7%とさらに収益性が向上したことにより、経常利益は502,616千円と前期比210,356千円（72.0%）の増加、当期純利益は296,402千円と前期比121,768千円（69.7%）の増加となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

(i) EMP事業

当期は、食品食材市場「eマーケットプレイス」が順調に拡大し、場の活性化が進みました。さらに、当期からマイクロソフト株式会社、地方自治体及び地方銀行との連携で開始いたしました都道府県別企業間食材市場「食材甲子園」が順調に進んだ結果、当初の計画を上回る15府県まで拡大し、新規利用企業数が増加いたしました。また、地方主要局で放映いたしました利用企業の活用事例TV番組の販促活動も新規利用企業の獲得及び既存利用企業の継続的利用の促進に貢献いたしました。

来期に向けては、新システム「Web販売支援システム（売り手企業向け1対多モデルの販売支援システム）」及び新サービス「外食応援団（個店向け外食本部代行サービス）」の提供も開始いたしました。

その結果、当期末の「EMP事業」の利用企業数（注1）は、前期末比740社増の4,371社（売り手企業：同376社増の2,153社、買い手企業：同364社増の2,218社）となり、当期のEMP事業の売上高は1,040,974千円と前期比140,177千円（15.6%）の増加となりました。

(ii) ASP事業

当期は、引き続き「ASP受発注システム」の新規稼動が順調でありました。特に、「ASP受発注システム」の急速な普及により売り手企業の利便性が向上し、売り手企業からの紹介による新規案件の獲得が増加いたしました。さらに、この状況を背景に、システム標準化による売り手企業の業務効率化を目的とする「ASPアライアンスパートナー制度」を売り手企業等との提携により当期10月より開始し、「ASP受発注システム」の普及を加速させる体制も整えました。また、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」もフード業界における安心・安全対策の高まりを背景に利用企業数が着実に増加いたしました。

その結果、当期末の「ASP事業」の利用企業数(注2)は、前期末比2,245社増の9,793社(売り手企業:同2,148社増の9,482社、買い手企業:同97社増の311社)となりました。また、当期末の「ASP受発注システム」の買い手企業の稼動店舗数は、前期末比2,134店舗増の6,995店舗となり、当期の年間ASP受発注取引金額は前期比1,106億円増の2,430億円と拡大いたしました。さらに、当期末の「FOODS信頼ネット」の商品規格書掲載数は、前期末比22,934アイテム増の31,454アイテムとなりました。

以上から当期のASP事業の売上高は914,229千円と前期比332,389千円(57.1%)の増加となりました。

- (注) 1. 「EMP事業」の利用企業数には、「ASP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。
2. 「ASP事業」の利用企業数には、「EMP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

② 売上原価・売上総利益

当期の売上原価は、前期比125,518千円(25.6%)増の614,930千円となりました。これは、「FOODS Info Mart」の開発に係る無形固定資産のソフトウェア減価償却費が前期比34,015千円増の141,759千円、データセンター費が75,684千円増の182,307千円に増加したこと等によるものであります。以上の結果、売上総利益は前期比347,048千円(34.9%)増の1,340,272千円となりました。また、売上総利益率は、前期比1.5ポイント増の68.5%となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当期の販売費及び一般管理費は、前期比116,187千円(16.6%)増の816,567千円となりました。これは、主として従業員の増加等に伴い給与手当が前期比35,391千円増の271,848千円、役員報酬が前期比20,300千円増の65,800千円、旅費交通費が前期比12,453千円増の53,828千円となりました。また業容の拡大に伴い販売促進費が前期比12,515千円増の70,087千円、支払手数料が前期比13,915千円増の69,724千円となるなど、経費も全体的に増加したことによるものであります。

④ 営業利益・経常利益・当期純利益

当期の営業利益は、上記①～③の結果、前期比230,860千円(78.8%)増の523,704千円となりました。株式公開関連費用及び株式交付費の発生により、営業外費用を21,382千円計上したものの、経常利益は、前期比210,356千円(72.0%)増の502,616千円となり、売上高経常利益率は、前期比6.0ポイント増25.7%のとなりました。この結果、当期純利益は、前期比121,768千円(69.7%)増の296,402千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下、「資金」）の期末残高は、無形固定資産の取得による支出291,628千円、売上債権の増加54,318千円等の減少要因があったものの、株式発行による収入725,906千円、税引前当期純利益496,236千円、減価償却費157,464千円等の増加要因により、1,278,209千円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、625,742千円となり、前期比201,997千円増加いたしました。売上高の伸長による売上債権の増加54,318千円があったものの、前受金の増加43,038千円、税引前当期純利益496,236千円、減価償却費157,464千円等の収入要因が上回ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は320,401千円となり、前期比117,123千円増加いたしました。主な支出要因は、「FOODS Info Mart」の開発に伴う無形固定資産の取得による支出291,628千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は、673,491千円となり、前期比758,491千円増加いたしました。主に、株式発行による収入725,906千円によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は456百万円であります。その主なものは、FOODS Info Mart（フーズインフォマート）サイト開発費268百万円、SQLサーバーライセンス128百万円、本社機能拡張によるレイアウト変更に伴う資産の購入10百万円であります。

なお、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成18年12月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|-----------------------------|----------------------------|----------|--------------|------------|-------------------|---------|-------------|
| | | 建物 | 工具器具 及び備品 | ソフト ウェア | ソフト ウェア 仮勘定 | 合計 | |
| 本社 (東京都港区) | 事務所 サーバー パソコン 什器等 | 15,836 | 18,571 | 637,788 | 12,493 | 684,690 | 84 (14) |
| 福岡カスタマー センター (福岡市中央区) | 事務所 パソコン等 | 1,820 | 841 | — | — | 2,661 | 13 (5) |

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 現在休止中の設備はありません。
 3 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員は()内に外数で記載しております。
 4 上記のほか主要な賃借資産として以下のものがあります。

| 事業所名 | 設備の内容 | 面積 | 年間賃借料(千円) |
|-------------|----------|---------|-----------|
| 本社 | 事業所 | 458.50㎡ | 32,867 |
| 福岡カスタマーセンター | 同上 | 167.96㎡ | 7,926 |
| 本社 | サーバーシステム | — | 195,996 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達 方法 | 着工年月 (予定) | 完成年月 (予定) |
|---------------|------------------------------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | |
| 本社 (東京都港区) | FOODS Info Mart ソフト ウェア開発 | 400,200 | — | 自己資金 | 平成19年1月 | 平成19年12月 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 112,720 |
| 計 | 112,720 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成18年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成19年3月29日) | 上場証券取引所名又 は登録証券業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----|
| 普通株式 | 33,960 | 33,960 | 東京証券取引所 (マザーズ) | |
| 計 | 33,960 | 33,960 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の内容

| 第2回無担保新株引受権付社債 (平成12年10月31日発行) | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 新株引受権の残高(千円) | 50,000 | 50,000 |
| 新株引受権の行使により発行する株式の発行価格(円) | 50,000 | 同左 |
| 資本組入額(円) | 25,000 | 同左 |

- (注) 1 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。
 2 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権
(平成13年10月5日臨時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 380 | 380 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 40,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年10月6日から 平成23年10月4日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 40,000 資本組入額 20,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入による場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(1株未満の株式は切り捨てる)

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める発行価格の調整を行う。

3 新株引受権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。

対象者は、新株引受権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。

その他の条件については、臨時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

4 新株引受権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の目的となる株式の数、新株引受権の行使時の払込金額、新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年3月28日定時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 14 | 14 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 70 | 70 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 60,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年3月29日から 平成25年3月27日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 60,000 資本組入額 30,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

3 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。但し、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡はできないものとする。

その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成16年3月30日定時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 5 | 5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 25 | 25 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 60,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 60,000 資本組入額 30,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

3 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。

新株予約権者及びその相続人は新株予約権を他に譲渡することはできない。

その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成16年10月28日臨時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,388 | 1,388 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,940 | 6,940 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 70,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 70,000 資本組入額 35,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{併合の場合は減少株式数を減ずる})$$

3 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとする。

新株予約権者は行使期間における一暦年間毎の行使可能な新株予約権個数に従い行使するものとする。

(権利行使に係る振込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えない新株予約権の個数)

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社インフォーマート新株予約権付与契約書」に定めております。

4 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年1月28日臨時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 27 | 27 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 135 | 135 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 70,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 70,000 資本組入額 35,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ (\text{併合の場合は減少株式数を減ずる})$$

3 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマット新株予約権付与契約書」に定めております。

4 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年11月17日臨時株主総会決議)

| | 事業年度末現在 (平成18年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年2月28日) |
|--|--------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 18 | 18 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 90 | 90 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 120,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 120,000 資本組入額 60,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注3) | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | | |

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマート新株予約権付与契約書」に定めております。

4 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成14年3月29日(注1) | | 5,636 | | 564,650 | 463,750 | |
| 平成17年12月5日(注2) | 22,544 | 28,180 | | 564,650 | | |
| 平成18年8月7日(注3) | 1,600 | 29,780 | 222,000 | 786,650 | 222,000 | 222,000 |
| 平成18年8月11日(注4) | 3,615 | 33,395 | 84,200 | 870,850 | 85,125 | 307,125 |
| 平成18年9月5日(注5) | 400 | 33,795 | 55,500 | 926,350 | 55,500 | 362,625 |
| 平成18年12月7日(注4) | 165 | 33,960 | 4,200 | 930,550 | 4,200 | 366,825 |

(注) 1 欠損補填に伴う資本準備金減少

2 発行済株式総数は平成17年12月5日付の株式分割(1:5)により、22,544株増加しております。

3 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 300,000円 引受価額 277,500円 発行価額 221,000円 資本組入額 138,750円

4 新株予約権等の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加であります。

5 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 277,500円 発行価額 221,000円 資本組入額 138,750円

割当先: 大和証券エスエムビーシー株式会社

(5) 【所有者別状況】

平成18年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況 | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|-------|------|------------|-------|------|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | | 7 | 13 | 28 | 16 | 1 | 803 | 868 | |
| 所有株式数 (株) | | 2,090 | 407 | 11,101 | 2,273 | 4 | 18,085 | 33,960 | |
| 所有株式数 の割合(%) | | 6.15 | 1.20 | 32.69 | 6.69 | 0.01 | 53.25 | 100.00 | |

(6) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|---|--------------|------------------------------------|
| 村 上 勝 照 | 東京都港区 | 6,350 | 18.69 |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 | 4,640 | 13.66 |
| 三菱商事株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目3番1号 | 4,640 | 13.66 |
| 米多比 昌 治 | 東京都港区 | 2,200 | 6.47 |
| 多 田 修 二 | 東京都千代田区 | 2,000 | 5.88 |
| 一 色 忠 雄 | 広島県呉市 | 1,400 | 4.12 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 1,000 | 2.94 |
| 三菱UFJキャピタル株式会社 | 東京都中央区京橋2丁目14番1号 | 780 | 2.29 |
| 藤 田 尚 武 | 東京都江戸川区 | 700 | 2.06 |
| エイチエスピーシーファンドサ ービシズパークスアセット マネジメントコーポレイテッド (常任代理人 香港上海銀行東京 支店) | 1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 684 | 2.01 |
| 計 | | 24,394 | 71.83 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------|----------|---------------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 33,960 | 33,960 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 33,960 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 33,960 | — |

② 【自己株式等】

平成18年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議によるもの

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成13年10月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 46 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 509(注1, 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 200,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2 付与対象者の退職等による権利の喪失及び役職変更並びに権利行使により、平成19年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役2名(150株)、従業員7名(230株)、合計380株となっております。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権によるもの

| | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日 | 平成15年3月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 9 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 40(注1, 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 300,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに権利行使により、平成19年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、監査役1名(25株)、従業員2名(45株)、合計70株となっております。

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年3月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社従業員 19 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 49(注1, 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 300,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2 付与対象者の退職等による権利の喪失並びに権利行使により、平成19年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役1名(10株)、従業員2名(15株)、合計25株となっております。

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年10月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 4 当社従業員 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 1,388(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 350,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年1月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 34 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 42(注1, 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 350,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成19年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員24名(135株)となっております。

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年11月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 18 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 20(注1, 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 600,000(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) 1 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成19年2月28日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員16名(90株)となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた成果の配分（基本配当性向30.0%）を継続的にを行うことを配当政策の基本方針としております。

当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

この配当政策にもとづき、当期の期末配当につきましては、通期の業績が計画を上回り順調に拡大したことから、毎期の業績連動（基本配当性向30.0%）による1株当たりの期末配当金は、前期比760円増の2,620円となり、さらに、平成18年8月8日の東京証券取引所マザーズ市場への新規株式上場を記念した1株当たり500円の記念配当を実施し、合計の1株当たりの期末配当金は、前期比1,260円増の3,120円となりました。

今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額（円） | 1株当たり配当額（円） |
|------------------------|-------------|-------------|
| 平成19年3月28日 定時株主総会決議 | 105,955,200 | 3,120 |

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成14年12月 | 平成15年12月 | 平成16年12月 | 平成17年12月 | 平成18年12月 |
| 最高(円) | | | | | 620,000 |
| 最低(円) | | | | | 295,000 |

(注) 当社は平成18年8月8日付で株式会社東京証券取引所マザーズに当社株式を上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成18年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | | 620,000 | 432,000 | 418,000 | 399,000 | 427,000 |
| 最低(円) | | 392,000 | 295,000 | 298,000 | 332,000 | 363,000 |

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
当社は平成18年8月8日付で株式会社東京証券取引所マザーズに当社株式を上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|-------|---------|--------------|--|--|----|--------------|
| 代表取締役 社長 | — | 村 上 勝 照 | 昭和40年6月16日生 | 昭和58年4月 昭和61年4月 平成7年10月 平成10年2月 | 山口県信用農業協同組合連合会入社 株式会社建友入社 株式会社ホームクリエーション入社代 表取締役社長就任 当社設立 代表取締役社長就任(現任) | 2年 | 6,350 |
| 専務取締役 | — | 米多比 昌 治 | 昭和37年5月27日生 | 昭和61年4月 平成6年4月 平成10年2月 | 株式会社ノアコーポレーション入社 エコサポート設立 代表就任 当社入社 専務取締役就任(現任) | 2年 | 2,200 |
| 常務取締役 | 管理本部長 | 藤 田 尚 武 | 昭和43年6月8日生 | 平成4年4月 平成9年7月 平成13年1月 平成13年10月 平成17年1月 | 日産トレーディング株式会社入社 シーアイエス株式会社入社 当社入社 管理本部長(現任) 取締役就任 常務取締役就任(現任) | 2年 | 700 |
| 取締役 | 開発本部長 | 長 濱 修 | 昭和42年4月21日生 | 平成6年8月 平成13年9月 平成15年3月 | エス・オー・エム有限会社設立 代表取締役就任 当社入社 開発本部長(現任) 取締役就任(現任) | 2年 | 250 |
| 取締役 | — | 大 沢 章 一 | 昭和35年10月19日生 | 昭和58年4月 平成18年10月 平成19年3月 | 三菱商事株式会社入社 三菱商事株式会社生活産業グループリ テイル事業ユニット総括マネージャー (現任) 当社取締役就任(現任) | 2年 | — |
| 取締役 | — | 平 井 正 俊 | 昭和40年1月10日生 | 昭和62年4月 平成18年6月 平成19年3月 | 三井物産株式会社入社 三井物産株式会社食料・リテール本部 フードサービス部外食支援室長(現任) 当社取締役就任(現任) | 2年 | — |
| 取締役 | — | 遠 藤 滋 | 昭和9年7月8日生 | 平成8年6月 平成12年7月 平成13年10月 平成19年1月 | 三井物産株式会社専務取締役就任 ハチソン ワンボア ジャパン株式会 社代表取締役社長就任 当社取締役就任(現任) ハチソン ワンボア ジャパン株式会 社代表取締役&CEO就任(現任) | 2年 | — |
| 取締役 | — | 加 藤 一 隆 | 昭和17年10月9日生 | 平成11年6月 平成13年5月 平成13年11月 | 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役就任(現任) 社団法人日本フードサービス協会 専務理事就任(現任) 当社取締役就任(現任) | 2年 | — |
| 常勤監査役 | — | 清 水 武 | 昭和30年10月28日生 | 昭和54年4月 平成12年12月 平成14年3月 | 石橋産業株式会社入社 当社入社 管理本部総務部長 当社監査役就任(現任) | 1年 | 50 |
| 監査役 | — | 尾 上 達 矢 | 昭和16年10月29日生 | 平成元年6月 平成13年3月 | 株式会社伊勢丹取締役就任 当社監査役就任(現任) | 1年 | 100 |
| 監査役 | — | 磯 田 拓 郎 | 昭和11年3月14日生 | 昭和63年12月 平成2年1月 平成11年7月 平成12年9月 平成13年11月 | 大和証券株式会社専務取締役就任 日本インベストメント・ファイナンス 株式会社代表取締役社長就任 株式会社磯田アソシエイツ代表取締役 社長就任(現任) 当社取締役就任 当社監査役就任(現任) | 1年 | 20 |
| 監査役 | — | 服 部 友 康 | 大正14年2月7日生 | 昭和59年6月 平成5年6月 平成18年3月 | 株式会社伊勢丹副社長就任 株式会社伊勢丹相談役就任 当社監査役就任(現任) | 3年 | 50 |
| 計 | | | | | | | 9,720 |

- (注) 1. 取締役大沢章一、平井正俊、遠藤滋及び加藤一隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役尾上達矢及び服部友康は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 任期は平成19年3月28日開催の第9期定時株主総会から各役員の任期満了迄の年数を表示しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

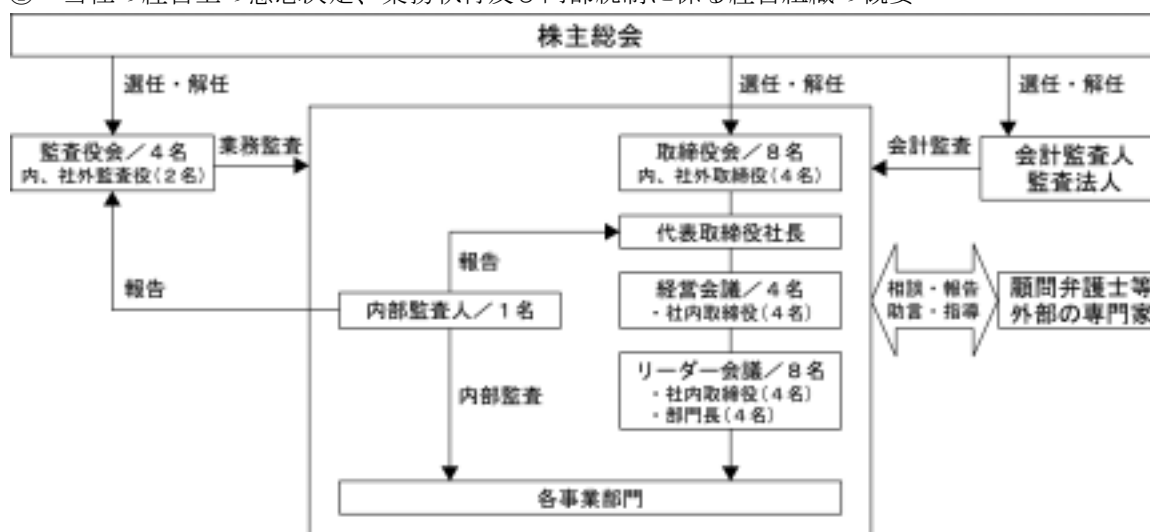
当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

- 1 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
- 2 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
- 3 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー(利害関係者)の信頼を得てまいります。

今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 当社の経営上の意思決定、業務執行及び内部統制に係る経営組織の概要



② 取締役会

取締役会は、8名の取締役により構成され、うち4名が社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

③ 経営会議

当社では、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。また、経営会議の下部会議体として社内取締役及び各部門長が出席するリーダー会議を毎月の月初に開催し、前月の部門の業務執行状況及び今後のアクションプランが報告され、十分な議論を行っております。

④ 監査役会

当社では、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。

⑤ 内部監査

内部監査は、組織上独立した内部監査人(1名)が行っております。内部監査人は、代表取締役社長により直接任命され、監査の結果を代表取締役社長に対し直接報告しております。

内部監査人は、当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。

内部監査人、監査役会及び会計監査人は、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

⑥ 監査法人等

当社は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。また、法律事務所等の外部の専門家と顧問契約を結び、経営全般にわたって適宜助言を受けております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会において、代表取締役社長をはじめ、取締役がリスク管理体制について協議、確認し、経営会議及びリーダー会議を通じ、各部門所属長から各部門へ展開することで、リスク管理の意識向上を図っております。

また、情報に係るセキュリティ体制を強化するためにISMS委員会を設置しており、情報に関する取扱いの重要性・方法について全社員に周知・徹底しております。

さらに、重要な法務上、税務上及び会計上の課題については、適宜、弁護士、税理士及び会計士に相談しながら必要な検討を行っております。

(4) 役員報酬の内容

第9期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 67,300千円(社外取締役のうち、3名は無報酬役員であります。)

監査役を支払った報酬 12,500千円

合計 79,800千円

(5) 監査報酬の内容

第9期における当社の監査法人トーマツに対する報酬は以下のとおりであります。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 14,000千円

なお、上記以外の報酬はございません。

また、業務を執行した公認会計士の氏名は、指定社員業務執行社員 猪瀬忠彦、指定社員業務執行社員 吉村孝郎であり、監査証明業務にかかる補助者は、公認会計士2名、会計士補3名であります。

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要

当社は、当社の大株主上位10名にあたる三菱商事株式会社及び三井物産株式会社より、社外取締役としてそれぞれ1名選任しております。三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係については、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」及び「第2事業の状況 4 事業等のリスク (5)その他 ② 三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係について」に記載のとおりであります。

社外監査役尾上達矢は、当社株式を100株、社外監査役服部友康は、当社株式を50株、それぞれ保有しておりますが、当社との人的関係又は取引関係その他利害関係はございません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則を適用しております。

また、前事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)及び当事業年度(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成18年7月6日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|---------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | |
| 1 現金及び預金 | | 299,377 | | 1,278,209 | |
| 2 売掛金 | | 417,634 | | 471,953 | |
| 3 貯蔵品 | | 2,154 | | 2,735 | |
| 4 前渡金 | | 3,626 | | 6,988 | |
| 5 前払費用 | | 6,351 | | 9,470 | |
| 6 繰延税金資産 | | 95,898 | | 52,856 | |
| 7 その他 | | 6,534 | | 8,027 | |
| 貸倒引当金 | | △6,196 | | △ 8,673 | |
| 流動資産合計 | | 825,381 | 64.9 | 1,821,568 | 70.9 |
| II 固定資産 | | | | | |
| 1 有形固定資産 | | | | | |
| (1) 建物 | | 13,505 | | 21,926 | |
| 減価償却累計額 | | △2,806 | 10,699 | △ 4,269 | 17,657 |
| (2) 工具器具及び備品 | | 75,447 | | 82,386 | |
| 減価償却累計額 | | △56,622 | 18,825 | △ 62,973 | 19,412 |
| 有形固定資産合計 | | 29,525 | 2.3 | 37,069 | 1.4 |
| 2 無形固定資産 | | | | | |
| (1) ソフトウェア | | 354,574 | | 637,788 | |
| (2) ソフトウェア仮勘定 | | 10,676 | | 12,493 | |
| (3) 商標権 | | 6,395 | | 6,698 | |
| (4) その他 | | 695 | | 695 | |
| 無形固定資産合計 | | 372,342 | 29.3 | 657,676 | 25.7 |
| 3 投資その他の資産 | | | | | |
| (1) 敷金保証金 | | 38,058 | | 49,061 | |
| (2) 繰延税金資産 | | 5,704 | | 1,802 | |
| (3) その他 | | 315 | | 322 | |
| 投資その他の資産合計 | | 44,078 | 3.5 | 51,186 | 2.0 |
| 固定資産合計 | | 445,945 | 35.1 | 745,932 | 29.1 |
| 資産合計 | | 1,271,327 | 100.0 | 2,567,501 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|-----------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1 買掛金 | | 211,309 | | 195,570 | |
| 2 未払金 | | 58,311 | | 196,846 | |
| 3 未払費用 | | 21,188 | | 24,420 | |
| 4 未払法人税等 | | 7,956 | | 158,049 | |
| 5 未払消費税等 | | 17,436 | | 16,079 | |
| 6 前受金 | | 78,834 | | 121,873 | |
| 7 預り金 | | 10,186 | | 12,768 | |
| 8 新株引受権 | | 1,425 | | — | |
| 流動負債合計 | | 406,647 | 32.0 | 725,608 | 28.3 |
| 負債合計 | | 406,647 | 32.0 | 725,608 | 28.3 |
| (資本の部) | | | | | |
| I 資本金 | ※1 | 564,650 | 44.4 | — | — |
| II 利益剰余金 | | | | | |
| 1 当期末処分利益 | | 300,029 | | — | |
| 利益剰余金合計 | | 300,029 | 23.6 | — | — |
| 資本合計 | | 864,679 | 68.0 | — | — |
| 負債及び資本合計 | | 1,271,327 | 100.0 | — | — |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|--------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | — | — | 930,550 | 36.2 |
| 2 資本剰余金 | | | | | |
| (1) 資本準備金 | | — | — | 366,825 | |
| 資本剰余金合計 | | — | — | 366,825 | 14.3 |
| 3 利益剰余金 | | | | | |
| (1) 利益準備金 | | — | — | 5,241 | |
| (2) その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | — | — | 538,775 | |
| 利益剰余金合計 | | — | — | 544,017 | 21.2 |
| 株主資本合計 | | — | — | 1,841,392 | 71.7 |
| II 新株予約権 | | | | | |
| 1 新株引受権 | | — | — | 500 | |
| 新株予約権合計 | | — | — | 500 | 0.0 |
| 純資産合計 | | — | — | 1,841,892 | 71.7 |
| 負債純資産合計 | | — | — | 2,567,501 | 100.0 |

② 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | |
|-----------------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 百分比 (%) | 金額(千円) | 百分比 (%) |
| I 売上高 | | | | | |
| 1 EMP事業 | | | | | |
| (1) システム使用料等 売上高 | | 673,354 | | 791,178 | |
| (2) アウトレットマート 売上高 | | 227,441 | | 249,796 | |
| 合計 | | 900,796 | | 1,040,974 | |
| 2 ASP事業 | | 581,839 | 1,482,636 | 914,229 | 1,955,203 |
| | | | 100.0 | | 100.0 |
| II 売上原価 | | | | | |
| 1 EMP事業 | | | | | |
| (1) システム使用料等 売上原価 | | 149,553 | | 161,078 | |
| (2) アウトレットマート 売上原価 | | 208,086 | | 228,318 | |
| 合計 | | 357,640 | | 389,396 | |
| 2 ASP事業 | | 131,771 | 489,412 | 225,533 | 614,930 |
| | | | 33.0 | | 31.5 |
| 売上総利益 | | | 993,224 | | 1,340,272 |
| | | | 67.0 | | 68.5 |
| III 販売費及び一般管理費 | ※1 | | 700,379 | | 816,567 |
| | | | 47.2 | | 41.7 |
| 営業利益 | | | 292,844 | | 523,704 |
| | | | 19.8 | | 26.8 |
| IV 営業外収益 | | | | | |
| 1 受取利息 | | 1 | | 289 | |
| 2 その他 | | 23 | 24 | 5 | 294 |
| | | | 0.0 | | 0.0 |
| V 営業外費用 | | | | | |
| 1 支払利息 | | 609 | | — | |
| 2 株式公開関連費用 | | — | | 15,489 | |
| 3 株式交付費 | | — | 609 | 5,893 | 21,382 |
| | | | 0.1 | | 1.1 |
| 経常利益 | | | 292,260 | | 502,616 |
| | | | 19.7 | | 25.7 |
| VI 特別損失 | | | | | |
| 1 固定資産除却損 | ※2 | 3,310 | | 6,379 | |
| 2 移転費用 | | 652 | | — | |
| 3 解約金 | | 757 | | — | |
| 4 原状回復費用 | | 919 | | — | |
| 5 保険解約損 | | 3,193 | 8,833 | — | 6,379 |
| | | | 0.6 | | 0.3 |
| 税引前当期純利益 | | | 283,426 | | 496,236 |
| | | | 19.1 | | 25.4 |
| 法人税、住民税及び 事業税 | | 3,322 | | 152,891 | |
| 法人税等調整額 | | 105,471 | 108,793 | 46,942 | 199,834 |
| | | | 7.3 | | 10.2 |
| 当期純利益 | | | 174,633 | | 296,402 |
| | | | 11.8 | | 15.2 |
| 前期繰越利益 | | | 125,396 | | — |
| 当期未処分利益 | | | 300,029 | | — |

売上原価明細書

EMP事業売上原価明細書

(1) システム使用料等売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | |
|---------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 1 支払手数料 | | 35,543 | 23.7 | 33,717 | 20.9 |
| 2 決済代行システム手数料 | | 25,830 | 17.3 | 24,117 | 15.0 |
| 3 ソフトウェア減価償却費 | | 60,829 | 40.7 | 66,526 | 41.3 |
| 4 データセンター費 | | 26,425 | 17.7 | 36,562 | 22.7 |
| 5 その他 | | 924 | 0.6 | 154 | 0.1 |
| システム使用料等売上原価 | | 149,553 | 100.0 | 161,078 | 100.0 |

(注) 製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

(2) アウトレットマート売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | |
|---------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 1 期首商品棚卸高 | | — | — | — | — |
| 2 当期商品仕入高 | | 208,086 | 100.0 | 228,318 | 100.0 |
| 3 期末商品棚卸高 | | — | — | — | — |
| アウトレットマート売上原価 | | 208,086 | 100.0 | 228,318 | 100.0 |

(注) 製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

ASP事業売上原価明細書

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | |
|---------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 1 支払手数料 | | 4,583 | 3.5 | 4,478 | 2.0 |
| 2 ソフトウェア減価償却費 | | 46,914 | 35.6 | 75,233 | 33.4 |
| 3 データセンター費 | | 80,197 | 60.9 | 145,744 | 64.6 |
| 4 その他 | | 77 | 0.0 | 77 | 0.0 |
| ASP事業売上原価 | | 131,771 | 100.0 | 225,533 | 100.0 |

(注) 製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

| | 株主資本 | | |
|-----------------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成17年12月31日残高(千円) | 564,650 | - | - |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 | 365,900 | 366,825 | 366,825 |
| 剰余金の配当(注) | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | - | - | - |
| 事業年度中の変動額合計(千円) | 365,900 | 366,825 | 366,825 |
| 平成18年12月31日残高(千円) | 930,550 | 366,825 | 366,825 |

| | 株主資本 | | | |
|-----------------------------|-------|----------|---------|-----------|
| | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成17年12月31日残高(千円) | - | 300,029 | 300,029 | 864,679 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | - | - | - | 732,725 |
| 剰余金の配当(注) | 5,241 | 57,656 | 52,414 | 52,414 |
| 当期純利益 | - | 296,402 | 296,402 | 296,402 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | - | - | - | - |
| 事業年度中の変動額合計(千円) | 5,241 | 238,746 | 243,987 | 976,712 |
| 平成18年12月31日残高(千円) | 5,241 | 538,775 | 544,017 | 1,841,392 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株引受権 | |
| 平成17年12月31日残高(千円) | - | - | 1,425 | 866,104 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | - | - | 925 | 731,800 |
| 剰余金の配当(注) | - | - | - | 52,414 |
| 当期純利益 | - | - | - | 296,402 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | - | - | - | - |
| 事業年度中の変動額合計(千円) | - | - | 925 | 975,787 |
| 平成18年12月31日残高(千円) | - | - | 500 | 1,841,892 |

(注)平成18年3月22日定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-------------------------------|----------|---|---|
| | | 金額(千円) | 金額(千円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 税引前当期純利益 | | 283,426 | 496,236 |
| 2 減価償却費 | | 120,353 | 157,464 |
| 3 貸倒引当金の増減額(△は減少) | | △2,809 | 2,477 |
| 4 受取利息及び受取配当金 | | △1 | △289 |
| 5 支払利息 | | 609 | — |
| 6 株式交付費 | | — | 5,893 |
| 7 固定資産除却損 | | 3,310 | 6,379 |
| 8 売上債権の増減額(△は増加) | | △80,917 | △ 54,318 |
| 9 仕入債務の増減額(△は減少) | | 25,993 | △ 15,738 |
| 10 前受金の増減額(△は減少) | | 16,590 | 43,038 |
| 11 その他 | | 60,954 | △ 12,369 |
| 小計 | | 427,510 | 628,774 |
| 12 利息及び配当金の受取額 | | 1 | 289 |
| 13 利息の支払額 | | △445 | — |
| 14 法人税等の支払額 | | △3,322 | △ 3,322 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 423,744 | 625,742 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 有形固定資産の取得による支出 | | △18,124 | △17,644 |
| 2 無形固定資産の取得による支出 | | △186,324 | △ 291,628 |
| 3 敷金保証金の返金による収入 | | 839 | 4,324 |
| 4 敷金保証金の差入による支出 | | △5,081 | △ 15,254 |
| 5 その他 | | 5,412 | △ 198 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △203,278 | △ 320,401 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 短期借入金の返済による支出 | | △85,000 | — |
| 2 株式の発行による収入 | | — | 725,906 |
| 3 配当金の支払額 | | — | △ 52,414 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △85,000 | 673,491 |
| IV 現金及び現金同等物の増加額(△は減少) | | 135,465 | 978,831 |
| V 現金及び現金同等物の期首残高 | | 163,912 | 299,377 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | | 299,377 | 1,278,209 |

⑤ 【利益処分計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成18年3月22日) | |
|------------|----------|-----------------------|---------|
| | | 金額(千円) | |
| I 当期末処分利益 | | | 300,029 |
| II 利益処分額 | | | |
| 1 利益準備金 | | 5,241 | |
| 2 配当金 | | 52,414 | 57,656 |
| III 次期繰越利益 | | | 242,373 |
| | | | |

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|---------------------------|--|--|
| 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 貯蔵品 最終仕入原価法 | 貯蔵品 同左 |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しております。 商標権については10年で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法 | (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左 |
| 3 繰延資産の処理方法 | — | 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 |
| 4 引当金の計上基準 | 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。 | 貸倒引当金 同左 |
| 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 | 同左 |
| 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 | (1) 消費税等の会計処理 同左 |

会計処理の変更

| <p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p> | <p>当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p> |
|--|--|
| <p>—————</p> | <p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,841,392千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> |

追加情報

| <p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p> | <p>当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p> |
|--|--|
| <p>(法人事業税の外形標準課税制度)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当期から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が4,634千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。</p> | <p>—————</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成17年12月31日) | | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | | |
|------------------------|----------------|------|------------------------|--|--|
| ※1 | 授権株式数及び発行済株式総数 | | | | |
| | 授権株式数 | 普通株式 | 102,600株 | | |
| | 発行済株式総数 | 普通株式 | 28,180株 | | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | | | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) | | |
|---|--------------------------------------|-----------|---|--------------------------------------|-----------|
| ※1 | 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 | | ※1 | 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 | |
| | 給与手当 | 236,457千円 | | 給与手当 | 271,848千円 |
| | 賞与 | 89,372千円 | | 賞与 | 89,829千円 |
| | 販売促進費 | 57,572千円 | | 販売促進費 | 70,087千円 |
| | 支払手数料 | 55,808千円 | | 支払手数料 | 69,724千円 |
| | 役員報酬 | 45,500千円 | | 役員報酬 | 65,800千円 |
| | 法定福利費 | 44,362千円 | | 旅費交通費 | 53,828千円 |
| | 旅費交通費 | 41,374千円 | | 法定福利費 | 49,497千円 |
| | 賃借料 | 40,466千円 | | 減価償却費 | 11,253千円 |
| | 減価償却費 | 8,756千円 | | 貸倒引当金繰入額 | 8,557千円 |
| | 貸倒引当金繰入額 | 6,171千円 | | | |
| ※2 | 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 | | ※2 | 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 | |
| | 建物 | 705千円 | | 建物 | 1,107千円 |
| | 工具器具及び備品 | 181千円 | | 工具器具及び備品 | 338千円 |
| | ソフトウェア | 2,423千円 | | ソフトウェア | 4,933千円 |
| | 合計 | 3,310千円 | | 合計 | 6,379千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|--------|----|---------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 28,180株 | 5,780株 | — | 33,960株 |
| 合計 | 28,180株 | 5,780株 | — | 33,960株 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — |

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加5,780株は、公募増資による新株の発行1,600株、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行3,780株、第三者割当増資による新株の発行400株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------|----------------------------------|------------|--------------|----|-------|--------|--------------|
| | | | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | 平成12年10月新株引受権(第1回) (注)1, 2, 3 | 普通株式 | 1,850 | — | 1,850 | — | — |
| | 平成12年10月新株引受権(第2回) (注)1, 2 | 普通株式 | 1,000 | — | — | 1,000 | 50,000 |
| 合計 | | | 2,850 | — | 1,850 | 1,000 | 50,000 |

(注) 1. 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権であります。

2. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

3. 当事業年度の減少は、新株引受権の権利行使によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 平成18年3月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 52,414 | 1,860 | 平成17年12月31日 | 平成18年3月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 平成19年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 105,955 | 3,120 | 平成18年12月31日 | 平成19年3月29日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在) | 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在) |
| 現金及び預金勘定 299,377千円 | 現金及び預金勘定 1,278,209千円 |
| 現金及び現金同等物 299,377千円 | 現金及び現金同等物 1,278,209千円 |

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成17年12月31日) | | 当事業年度 (平成18年12月31日) | |
|------------------------|---|------------------------|---|
| 1 | 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) | 1 | 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) |
| | 流動資産 | | 流動資産 |
| | 未払事業税等 | | 未払事業税等 |
| | 1,885千円 | | 2,098千円 |
| | 貸倒引当金繰入限度超過額 | | 貸倒引当金繰入限度超過額 |
| | 2,521千円 | | 3,529千円 |
| | 前受金益金算入 | | 前受金益金算入 |
| | 30,550千円 | | 47,228千円 |
| | IT減税税額控除 | | 計 |
| | 11,369千円 | | 52,856千円 |
| | 繰越欠損金 | | 固定資産 |
| | 49,197千円 | | 減価償却超過額 |
| | その他 | | 1,802千円 |
| | 374千円 | | 計 |
| | 計 | | 1,802千円 |
| | 95,898千円 | | 繰延税金資産合計 |
| | 固定資産 | | 54,659千円 |
| | 減価償却超過額 | | |
| | 5,704千円 | | |
| | 計 | | |
| | 5,704千円 | | |
| | 繰延税金資産合計 | | |
| | 101,602千円 | | |
| 2 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| | 法定実効税率 | | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。 |
| | 40.69% | | |
| | (調整) | | |
| | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | |
| | 0.60% | | |
| | 住民税均等割等 | | |
| | 1.17% | | |
| | IT減税税額控除 | | |
| | △4.01% | | |
| | その他 | | |
| | △0.07% | | |
| | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | |
| | 38.38% | | |

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 旧商法第280条の19 第1項新株引受権 | 旧商法第280条の19 第1項新株引受権 |
|--------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 当社従業員 46名 | 当社従業員 15名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 380株 | 普通株式 1株 |
| 付与日 | 平成13年10月5日 | 平成14年4月15日 |
| 権利確定条件 | 対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。 | 対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成15年10月6日から 平成23年10月4日まで | 平成16年3月30日から 平成24年3月28日まで |

| | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 | 第3回 新株予約権 |
|--------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名 | 当社取締役 1名 当社従業員 19名 | 当社取締役 4名 当社従業員 5名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 70株 | 普通株式 25株 | 普通株式 6,940株 |
| 付与日 | 平成15年4月15日 | 平成16年5月31日 | 平成16年10月29日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。 | 新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとする。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成17年3月29日から 平成25年3月27日まで | 平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで | 平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで |

| | 第4回 新株予約権 | 第5回 新株予約権 |
|--------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社従業員 34名 | 当社従業員 18名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 135株 | 普通株式 90株 |
| 付与日 | 平成17年1月31日 | 平成17年12月1日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで | 平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで |

(注)平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

第9期(平成18年12月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 旧商法第280条 の19第1項 新株引受権 | 旧商法第280条 の19第1項 新株引受権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前期末 | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — | — |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前期末 | 1,955 | 75 | 190 | 185 |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 権利行使 | 1,575 | 75 | 120 | 160 |
| 失効 | — | — | — | — |
| 未行使残 | 380 | — | 70 | 25 |

| | 第3回 新株予約権 | 第4回 新株予約権 | 第5回 新株予約権 |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 権利確定前（株） | | | |
| 前期末 | — | 160 | 95 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | 25 | 5 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | — | 135 | 90 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前期末 | 6,940 | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | 6,940 | — | — |

(注)平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

②単価情報

(単位：円)

| | 旧商法第280条 の19第1項 新株引受権 | 旧商法第280条 の19第1項 新株引受権 | 第1回 新株予約権 | 第2回 新株予約権 | 第3回 新株予約権 | 第4回 新株予約権 | 第5回 新株予約権 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 権利行使価格 | 40,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 70,000 | 70,000 | 120,000 |
| 行使時平均株価 | 600,166 | 600,166 | 600,166 | 600,166 | — | — | — |

(注)平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

役員及び個人主要株主等

| 属性 | 氏名 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------------|-------|----|------------------|---------------|------------------------|------------|------------|----------------------------|--------------|----|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員及び 個人主要 株主 | 村上 勝照 | — | — | 当社代表 取締役社長 | (被所有) 直接 19.87% | — | — | 事務所及び 社宅の被保証 (注1, 2) | — | — | — |
| 役員 | 長濱 修 | — | — | 当社取締役 | — | — | — | 社宅の被保証 (注1, 2) | — | — | — |

- (注) 1. 当社が賃借している社宅に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。
2. 連帯保証件数及び連帯保証物件の年間賃借料は次の通りです。

| 氏名 | 被保証件数 (平成17年12月31日現在) | 年間対象賃借料(千円) (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) |
|-------|--------------------------|---|
| 村上 勝照 | 1件 | 39,162 |
| 長濱 修 | — | 465 |

3. 代表取締役社長 村上 勝照との事務所の被保証取引は平成17年12月30日付けで、社宅の被保証取引は、平成18年2月12日付けで解消しております。
取締役 長濱 修との社宅の被保証取引は、平成17年3月31日付けで解消しております。
4. 取引金額は消費税等抜きの金額で表示しております。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

役員及び個人主要株主等

| 属性 | 氏名 | 住所 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------------|--------|----|------------------|---------------|------------------------|------------|------------|-----------------------|--------------|----|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 役員及び 個人主要 株主 | 村上 勝照 | — | — | 当社代表 取締役社長 | (被所有) 直接 18.69% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 37,500 | — | — |
| | | | | | | | | 社宅の被保証 (注) 1, 2, 3 | — | — | — |
| 役員 | 米多比 昌治 | — | — | 当社専務取締役 | (被所有) 直接 6.47% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 37,000 | — | — |
| 役員 | 藤田 尚武 | — | — | 当社常務取締役 | (被所有) 直接 2.06% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 12,000 | — | — |
| 役員 | 長濱 修 | — | — | 当社取締役 | (被所有) 直接 0.73% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 12,000 | — | — |
| 役員 | 清水 武 | — | — | 当社監査役 | (被所有) 直接 0.14% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 2,000 | — | — |
| 役員 | 磯田 拓郎 | — | — | 当社監査役 | (被所有) 直接 0.05% | — | — | ストックオプションの権利行使 | 2,000 | — | — |

- (注) 1. 当社が賃借している社宅に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。
2. 連帯保証件数及び連帯保証物件の年間賃借料は次の通りです。

| 氏名 | 被保証件数 (平成18年12月31日現在) | 年間対象賃借料(千円) (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-------|--------------------------|---|
| 村上 勝照 | — | 320 |

3. 代表取締役社長 村上 勝照との社宅の被保証取引は、平成18年2月12日付けで解消しております。
4. 取引金額は消費税等抜きの金額で表示しております。

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 30,684円16銭 | 54,222円39銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 6,197円08銭 | 9,756円09銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | <p style="text-align: center;">—————</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p> <p>当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下の通りとなります。 1株当たり純資産額 24,487円09銭 1株当たり当期純利益10,772円14銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p> | <p>8,894円27銭</p> <p>なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、当社は平成18年8月8日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場しているため、非上場期間である新株予約権の発行日から前日（平成18年8月7日）までの平均株価は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を適用しております。</p> |

(注)算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|-----------------------|---|---|
| 純資産の部の合計額(千円) | — | 1,841,892 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | — | 500 |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | — | 1,841,392 |
| 期末の普通株式の数(株) | — | 33,960 |

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) | 当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) |
|--|--|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 174,633 | 296,402 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 174,633 | 296,402 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 28,180 | 30,381 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | — | — |
| 普通株式増加数(株) | — | 2,943 |
| (うち新株引受権(株)) | — | (539) |
| (うち新株予約権(株)) | — | (2,404) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権 株主総会の特別決議 平成12年10月31日 (新株引受権 1,850株) 平成12年10月31日 (新株引受権 1,000株) 平成13年10月5日 (新株引受権 1,955株) 平成14年3月29日 (新株引受権 75株) 商法第280条ノ20及び商法280ノ21の規定に基づく新株予約権 株主総会の特別決議 平成15年3月28日 (新株予約権 38個 190株) 平成16年3月30日 (新株予約権 37個 185株) 平成16年10月28日 (新株予約権1,388個 6,940株) 平成17年1月28日 (新株予約権 32個 160株) 平成17年11月17日 (新株予約権 19個 95株) | — |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 13,505 | 10,760 | 2,340 | 21,926 | 4,269 | 2,695 | 17,657 |
| 工具器具及び備品 | 75,447 | 10,330 | 3,391 | 82,386 | 62,973 | 9,404 | 19,412 |
| 有形固定資産計 | 88,953 | 21,091 | 5,732 | 104,313 | 67,243 | 12,100 | 37,069 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 625,247 | 432,299 | 15,645 | 1,041,901 | 404,112 | 144,152 | 637,788 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,676 | 269,899 | 268,082 | 12,493 | | | 12,493 |
| 商標権 | 9,582 | 1,268 | | 10,851 | 4,152 | 965 | 6,698 |
| その他 | 695 | | | 695 | | | 695 |
| 無形固定資産計 | 646,202 | 703,468 | 283,728 | 1,065,941 | 408,265 | 145,118 | 657,676 |
| 長期前払費用 | 860 | 449 | 831 | 477 | 155 | 246 | 322 |

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | | | |
|----|--------|-----------|-----------------------|-----------|
| 増加 | 無形固定資産 | ソフトウェア | FOODS Info Martサイト開発費 | 268,082千円 |
| | | | SQLサーバーライセンス | 128,803千円 |
| | | ソフトウェア仮勘定 | FOODS Info Martサイト開発費 | 269,899千円 |
| 減少 | 無形固定資産 | ソフトウェア仮勘定 | ソフトウェアへの振替 | 268,082千円 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 6,196 | 8,673 | 6,079 | 116 | 8,673 |

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、回収等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 現金 | 335 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 1,077,874 |
| 定期預金 | 200,000 |
| 合計 | 1,278,209 |

b 売掛金

イ 相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|---------|
| (株)アプラス | 134,397 |
| 三菱UFJファクター(株) | 54,399 |
| NISリース(株) | 18,341 |
| りそな決済サービス(株) | 5,974 |
| (株)東急ホテルチェーン | 4,816 |
| その他 | 254,024 |
| 合計 | 471,953 |

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 期首残高(千円) (A) | 当期発生高(千円) (B) | 当期回収高(千円) (C) | 当期末残高(千円) (D) | 回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | 滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$ |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--|---|
| 417,634 | 3,293,942 | 3,239,623 | 471,953 | 87.3 | 49.2 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|-----------|--------|
| 出店申込書・規約等 | 517 |
| パンフレット等 | 727 |
| その他 | 1,491 |
| 合計 | 2,735 |

② 負債の部

a 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------|---------|
| (有)いしかわ水産 | 10,684 |
| (有)マル南フルーツ | 5,952 |
| (株)カネダイ | 3,646 |
| (株)大善 | 2,838 |
| (株)光徳 | 2,824 |
| その他 | 169,625 |
| 合計 | 195,570 |

b 未払金

| 区分 | 金額(千円) |
|---------------------|---------|
| サヴィス・コミュニケーションズ(株) | 143,613 |
| YKC・システムコンサルティング(株) | 5,880 |
| (株)ティ・ティ・エス | 3,833 |
| (株)ローデッド | 2,352 |
| (株)岡村製作所 | 2,174 |
| その他 | 38,992 |
| 合計 | 196,846 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年3月 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 株券の種類 | 100株券、10株券、1株券 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日、12月31日 |
| 1単元の株式数 | |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | 無料 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | |
| 株主名簿管理人 | |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | |
| 公告掲載方法 | 電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.infomart.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)に係る有価証券届出書を平成18年7月6日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成18年7月20日及び平成18年7月31日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成19年3月22日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6月28日

株式会社インフォーマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォーマートの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォーマートの平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 3月28日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマートの平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

